

自然環境局野生生物課

1. 事業の必要性・概要

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、海洋の生物多様性の保全も重要な議題のひとつとなり、同会議で採択された「愛知目標」には、サンゴ礁などの脆弱な生態系への悪影響の最小化（目標10）、海域の10%が保護地域等により保全される（目標11）等の海洋に関連する目標が設定された。

国内においては、平成19年4月に成立した「海洋基本法」において、海洋の生物多様性の保全など海洋環境保全に関する施策を推進するとともに、これらの施策の立案及び実施のために必要な調査等に努めることとされている。また、「生物多様性基本法」に基づき平成22年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」においても、海洋の生物・生態系に関する情報の充実の重要性が指摘され、海洋生物多様性に関する情報の収集整備を図ることとしている。

海洋生物の希少性に関する情報は、海洋の生物多様性の保全を推進するうえでも優先的に収集整備を図るべき重要な情報の一つであり、愛知目標の達成に向けても早急な整備が必要であることから、本業務では、海洋生物の生息状況の情報から種の希少性を評価する方法を確立し、評価可能な対象種についての希少性の評価を推進する。

2. 事業計画（業務内容）

	H24	H25	H26	H27
1. 対象分類群の検討				
2. 海洋生物の情報整備状況調査・評価方法の検討				
3. 対象分類群の希少性評価				
4. 評価結果のとりまとめ				
5. 希少な海洋生物に関する情報整理のあり方検討				

※平成28年度以降は、27年度までに明確にした希少な海洋生物に関する情報整理のあり方を踏まえ、情報整備の推進を図る。

3. 施策の効果

希少性の評価方法を定め、第一段階として現存する情報による希少性の評価が可能な分類群を明らかにすることで、海洋生物の希少性の評価を推進する。

更に、海洋生物の希少性に関する情報の充実を推進することにより、海域の保護区の設定や拡大、サンゴ礁などへの悪影響の最小化等の海洋の生物多様性の保全に関する施策の立案及び実施に資する。

海洋生物情報整備推進費

17百万円(新規)

海洋基本法(平成19年)
海洋基本計画(平成20年)

生物多様性基本法(平成20年)
生物多様性国家戦略2010(平成22年)

生物多様性条約愛知目標
第10回締約国会議(COP10)決定

海洋生物多様性保全戦略(平成23年3月)

- ・海洋の生物多様性の現状を適切に評価することが重要。
具体的に海洋の希少な生物の情報の整備を図ることが必要。

平成24年度～25年度

- 希少な海洋生物に関する情報の整備状況調査
- 評価基準を含む評価手法の検討
- 短期間で評価可能な分類群の抽出
- 希少な海洋生物情報整備のあり方検討
- 専門家ヒアリング等による現状把握
- 検討会を開催し、方針を検討

平成25年度～ 平成27年度

- 平成24年度に抽出した評価対象分類群について、希少性の評価を実施。
- 海洋生物に関する情報整備のあり方検討を継続。

平成28年度以降

希少な海洋生物に関する情報整備のあり方検討の結果を踏まえ、情報整備の推進を図る。